

第 187 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 29 年 10 月 26 日（木）

午後 1 時 30 分から午後 3 時 40 分まで

場 所：県庁行政庁舎 9 階 第一会議室

○次第

1 開 会

2 報 告

第 186 回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

3 議案審議（3 件）

議案第 2345 号 仙塩広域都市計画下水道の変更について

議案第 2346 号 特殊建築物の敷地の位置について

議案第 2347 号 特殊建築物の敷地の位置について

4 そ の 他

5 閉 会

○出席委員

伊藤 惠子	株式会社はなやか代表取締役
内田 美穂	東北工業大学工学部環境エネルギー学科准教授
小野田 泰明	東北大学大学院工学研究科教授
郷古 雅春	宮城大学食産業学群教授
舟引 敏明	宮城大学事業構想学群教授
門間 久美子	弁護士
木内 岳志	農林水産省東北農政局長（代理）
尾関 良夫	国土交通省東北運輸局長（代理）
津田 修一	国土交通省東北地方整備局長（代理）
高須 一弘	宮城県警察本部長（代理）
佐藤 昭	宮城県市長会会長代理
齋藤 正美	宮城県議会議員
高橋 啓	宮城県議会議員

（以上 13 名，敬称略）

○審議結果

- ・議案第 2345 号 仙塩広域都市計画下水道の変更について

【議決】原案を承認する。

- ・議案第 2346 号 特殊建築物の敷地の位置について

【議決】原案を承認する。

- ・議案第 2347 号 特殊建築物の敷地の位置について

【議決】原案を承認する。

○議事

平成 29 年 10 月 26 日（木）午後 1 時 30 分 開会

1 開 会

○事務局（菊池総括） 定刻でございますので、ただいまから第 187 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。議事に入ります前に、2 名の委員の改選がございましたので、御紹介させていただきます。お手元の委員名簿を御覧下さい。

まず、宮城県市長会から、会長代理として御就任いただきました、塩竈市長の佐藤昭委員でございます。

○佐藤委員 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（菊池総括） 次に、宮城県市議会議長会会長で仙台市議会議長の斎藤範夫委員でございますが、本日は欠席されております。

（1）会議の成立

○事務局（菊池総括） 続きまして、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、13 名の委員の御出席をいただいております。

定足数の 10 名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

ここで傍聴される方々にお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は、事務局からマイクをお渡しいたしますので、恐縮ではございますが、挙手をいただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、本日の配布資料について御説明申し上げます。委員の皆様には、事前に「議案書」をお渡ししております。また、机上に「参考資料」、「報告資料」、「座席図及び委員名簿」を配布させていただいております。資料に不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定により、会長が行うことになっておりますので、舟引会長、よろしくお願いいたします。

（2）議事録署名人の指定

○舟引議長 初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。伊藤恵子委員と、齋藤正美委員にお願いいたします

2 前回議案の処理報告

○舟引議長 次に、第186回の審議会における議案の処理状況について、事務局から報告願います。

○事務局（佐藤都市計画課長） それでは、前回議案の処理について御説明いたします。お手元の『議案書』の3ページを御覧ください。

前回、第186回の審議会におきまして、議案第2344号「気仙沼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」御審議いただきました。本議案につきましては、処理結果の欄に記載のとおり、所定の手続きをすべて完了しております。

前回議案の処理状況については、以上でございます。

○舟引議長 ありがとうございます。以上の御報告について、御質問等はございませんか。

[「なし」の声]

○舟引議長 それでは、以上で、第186回の審議会における議案の処理報告を終わります。

3 議案審議

○舟引議長 続いて、議案審議に入ります。

本日、審議する議案は、議案第2345号から議案第2347号の3件となっています。円滑な議事運営に御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第2345号仙塩広域都市計画下水道の変更についてを議題といたします。

事務局から議案の内容を御説明願います。

議案第2345号 仙塩広域都市計画下水道の変更について

○事務局（狩野下水道課長） 宮城県下水道課の狩野でございます。どうぞよろしく申し上げます。議案第2345号「仙塩広域都市計画下水道の変更について」御説明を申し上げます。議案書の4ページをお開き願います。

始めに、流域下水道事業について御説明を申し上げます。流域下水道事業は、宮城県が設置管理する幹線管渠を通しまして、終末処理場、いわゆる「浄化センター」へ複数の市町村から汚水を集めて水処理し、河川等へ放流しているものでございます。その流域下水道に接続する市町村管理の公共下水道を「流域関連公共下水道」と呼んでございます。今回、都市計画変更の審議案件としてございますのは、仙台市の仙塩流域関連公共下水道についてでございます。それでは、今回の変更内容につきまして御説明を申し上げます。5ページをお開き願います。

まず、「4 その他施設」と記載されてある表を御覧願います。仙台市泉区根白石字姥懐前下、同字上田西に計画されております「針生山ポンプ場」、敷地面積 930 m²を廃止するものでございます。廃止の理由は、当該開発区域の土地利用の変更に伴いまして、汚水を自然流下、すなわちポンプを使わずに圧水しなくても排水することが可能となったため、ポンプ場の計画を廃止するものでございます。別添で付けてございます「参考資料」の 1 ページを御覧いただきたいと思っております。これは、議案書 6 ページの「仙塩広域都市計画下水道の変更（仙台市）」とあります図面を拡大したものでございます。まず、針生山ポンプ場の位置でございますが、図面の左上、黄色に着色した箇所でございます。すぐ近くに、宮城大学の和キャンパスがございますが、そこから県道大衡仙台線を南下したところに「仙台泉アウトレットモール」がございますが、そこから大体西に 1 キロメートルくらい向かったところ、図面に斜線で引かれた区域が今回の開発区域、泉パークタウン第 6 住区でございます。この区域の開発に伴う針生山ポンプ場の計画は、平成 11 年 6 月に都市計画決定されました。今般、開発者が「人と自然が調和した快適でよりよい住環境の整備」という、泉パークタウンの基本コンセプトに基づきまして、極力多くの樹林を残地することを旨とするともに、工事車両の走行に伴います環境負荷の低減を図るために、可能な限り、切土量と盛土量のバランスを保った結果、「イメージ図」というものが左側の真ん中あたりにあるかと思っておりますが、このイメージ図の上欄のように、開発区域の中央部分が高く、東西が低い形状としてございましたものを、下段のように、西側を高く東側を低くする、いわゆる片勾配の形状としたために、下水道につきましては開発区域の西側に配置しておりましたポンプ場を廃止して、汚水を地形なりに西側から東側に自然流下させる方式に変更するものでございます。

この変更案につきましては、8 月 23 日に都市計画説明会を仙台市役所上杉分庁舎で開催するとともに、9 月 15 日から 29 日までの 15 日間、変更案の縦覧をホームページなどを活用し行いました。この中で、意見の提出等はございませんでした。

以上で、議案第 2345 号に関する説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○舟引議長 ありがとうございます。ただいま、事務局から御説明がありましたけれども、委員の皆様から御意見・御質問はございませんか。それでは、郷古委員お願いします。

○郷古委員 一つ確認させていただきます。今の御説明の中のイメージ図を見ると切盛土でバランスを取ったということなんですが、通常は一番最初にバランスを取るか、造成する場合は切土でやるのが土木側では普通だと思います。バランスを取ったということは、多分、経済性ということが結構あるのではないかと思います。となると、西側の一番高いところで 103 メートルになっているので 30 メートル近い盛土になっていますが、こういったところは造成上問題が無いかどうか、分かっていることがあれば教えていただけますか。

○事務局（狩野下水道課長） まず、当初計画は、この開発区域の周辺に道路を計画してございまして、その道路計画にちょっと影響しまして、回りを少し低いという形にしてございました。今回その道路を無くしたことによりまして、出来るだけ土砂を外部に搬出することを少なくするこ

とで、切り盛りのバランスを取ったという形になったと認識してございます。今回、この開発に伴いまして、下水道部門はこの開発の許可には関連してございませんが、仙台市の開発許可部門において、きちんと手引きに沿って技術的な基準等は確認されていると認識してございます。

○舟引議長 その他ございますか。はい、内田委員お願いします。

○内田委員 ここの注記というか、変えたところの汚水というのは、汚水の排出量というのはどの程度あるんでしょうか。あと、ポンプ汲み上げから自然流下に変えたことによって、配管の容量というのは変更があったんでしょうか。

○事務局（狩野下水道課長） まず、ここの区域の人口が大体 7,800 人くらいでございまして、1 日の排水量は 1 人当たり 0.22 トンくらい原単位を考えてございまして、大体 2,000 トンくらいのイメージでございまして。今回の処理能力というか、自然流下の管渠の大きさにつきましては、大体最上流で管の直径が 20cm くらいのものでございまして、下のものについては大体 35 センチメートルくらいになっております。

○舟引議長 すみません、管の容量に変更があったか無いかということをご質問されていたような気がしますが。

○事務局（狩野下水道課長） すみません。当初のポンプの時の管の大きさは把握できていなかったんですが、実際、今度の自然流下の時の管の大きさにつきましては、25cm というものになっております。

○内田委員 ここというのは、汚水と雨水が分離した形なんですか。

○事務局（狩野下水道課長） 仙台市のこの昔のエリアにつきましては、汚水と雨水が一緒の「合流式」というものをとってございまして、ここのエリアにつきましては「分流式」ということで、雨水のみになっております。雨水につきましては、別に 3 つの系統を持ってございまして、七北田川の自然のほうに放流する計画になっていると伺っております。

○舟引議長 内田委員、よろしいですか。他にいかがでしょうか。

〔「なし」の声〕

それでは、お諮りいたします。議案第 2345 号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第 2345 号：原案のとおり承認する。（賛成 13 名，反対 0 名）

議案第 2346 号 特殊建築物の敷地の位置について

○舟引議長 次に、議案第 2346 号「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。事務局から、議案内容を御説明願います。

○事務局（建築宅地課長） 建築宅地課の奥山でございます。よろしくお願いたします。建築宅地課からは、「特殊建築物の敷地の位置について」の 2 議案を御説明いたします。

まず、議案第 2346 号について御説明いたします。「議案書」の 7 ページをお開きください。

この議案は、建築基準法第 51 条第 1 項ただし書きの規定により、特殊建築物の位置について、御審議いただくものでございます。建築基準法第 51 条では、都市計画区域内において、ごみ処理場や、今回の議案の対象となっている産業廃棄物処理施設などの特殊建築物につきましては、都市計画決定したもの以外の新築を原則禁止しておりますが、同条のただし書に基づいて許可を行うにあたり、都市計画審議会に付することとされております。

次の 8 ページを御覧ください。御審議いただく施設の概要を記載しております。施設名称は「産業廃棄物処理施設」、建築主住所・氏名は、「白石市字白石沖 9 番地 1 の仙周工業株式会社」でございます。敷地の位置につきましては、「白石市福岡八宮字青木下 19 番他 6 筆」で、敷地面積は「7,577 平方メートル」、用途地域は「指定なし」でございます。

次に、建築物の欄を御覧ください。用途は「産業廃棄物中間処理施設」です。工事種別は「増築及び用途変更、産業廃棄物中間処理施設の新設」でございます。構造、規模等の欄に記載のある①から⑩の 11 棟を新築します。⑪の倉庫は既存のものでございます。

次の処理施設の処理内容及び処理能力は「産業廃棄物中間処理」で、1 日あたりの処理量は、「がれき類の破碎が 344 トン」を予定しております。

ここで、本許可が必要となった理由につきまして御説明させていただきます。

建築主の仙周工業は、平成 14 年に創業いたしまして、一般住宅からビルまでの解体業を中心として事業を行っております。白石市内には、がれき破碎処理のみを行う事業者は 2 社ほどございますが、今回計画しております積替保管施設を併設した事業者はないため、今回の計画に至っております。今回の計画は、がれきの破碎処理が 1 日あたり 5 トンを超えるため、許可が必要となったものでございます。

次に、議案書の 9 ページをお開きください。左の位置図を御覧願います。申請位置を赤で示しております。国道 4 号線から 200m 程度西側に位置し、用途地域は「指定なし」でございます。児捨川をはさんで南に準工業地域がございます。申請位置に最も近い文教施設は深谷小学校で、北に 1 キロメートルほど離れております。

次に、右上の付近見取図を御覧ください。赤で着色している範囲が今回の申請位置となっており、周辺は、食品工場、農業施設、住宅などが立地してございます。

次に、配置図を御覧ください。市道鎌先1号線と、1級河川児捨川に囲まれた範囲が敷地となります。敷地内の建築物は、がれき類の破砕処理を行う中間処理施設、事務所、受付棟、物置棟、ポンプ棟、既存の倉庫を合わせて12棟でございます。中間処理するがれき類は、県内の建設工事や解体工事などから排出されるもので、破砕して再生砕石として自社で使用したり、又は土木建築業者等に販売します。がれき類の搬出入につきましては、市道鎌先1号線から行います。搬出入のトラックは、国道4号線を利用して搬出する計画としており、通常、1日あたりで搬入と搬出をあわせ、50台程度を見込んでおります。就業時間は、午前8時から午後5時までの8時間を予定しております。

続きまして、当該施設的环境対策について御説明させていただきます。まず、「飛散防止」につきましては、破砕機を建屋内に設置することによって行います。また、骨材を集積するストックヤード周辺と敷地周辺に、高さ3mから7mの壁を設置することとしており、必要に応じて散水等を講じることとしております。また、隣接する食品工場、これは本敷地の西側にございますが、そこへの配慮として、建築物の位置を離し、ストックヤードを当該食品工場から逆側に配置し、飛散による被害の防止に努めております。

続きまして「騒音及び振動」につきましては、破砕機に近接した敷地境界線で予測評価を行いまして、宮城県公害防止条例に基づく規制値内であることを確認してございます。

続きまして「水質」でございますが、水質につきましては、水質汚濁を発生させる恐れのある廃棄物はありません。なお、汚水や雑排水は公共下水道に放流いたします。また、雨水につきましては、側溝で集約後、運搬車両による油類の漏出に備えた、既設の油水分離槽を経由して道路側溝に放流してしております。また、「悪臭」でございますが、悪臭を発生させる恐れのある廃棄物は処理の対象としておりません。

続きまして、周辺の住民の方々への事業計画の説明につきましては、県の「産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づき、2回ほど実施してしております。住民の方々からは、主に粉塵の飛散や排水処理、放射性物質の搬入等について意見が出されております。事業者は、それらの意見を踏まえて対応を行う考えであることを伺っております。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく設置許可は、平成29年7月7日に提出され、現在、仙南保健所と協議中でございますが、許可の見込みであることを確認してしております。

最後に、当該施設が立地する白石市からは、市の総合計画及び都市計画等に基づく土地利用計画上支障がない旨の回答を得ております。

なお、以上の説明につきましては、別添参考資料にお付けしてあります「建築基準法第51条の審査基準等チェックシート」を用いて、審査を行っております。

以上で、議案第2346号の説明を終わります。御審議の程よろしくお願い申し上げます。

○舟引議長 ありがとうございます。事務局から御説明をいただきました。委員の皆様から御意見・御質問はございませんか。それでは、郷古委員お願いします。

○郷古委員 一つ確認をさせてください。水質汚濁防止対策について、これは汚濁の原因となるものが無いので適用外ということだと思うんですが、先ほどの御説明の中で「雨水分離槽」、雨水が流れてきた時に汚濁したものを分離してきれいなものだけを、児捨川に流すというのは既設だったのでしょうか。先ほど「新設」と聞こえたような気がしたんですけども、この中にそれがあるのか確認したいのですが。

○事務局（建築宅地課長） ちょっと説明が違ったかもしれませんが、既設ではなくて、今回新設するもので、油水分離槽をこの敷地内に新たに設けるという計画と伺っております。

○郷古委員 位置についても確認させてください。

○事務局（建築宅地課長） 位置につきましては、右下の配置図で説明させていただきますと、この敷地の南西角、ダイヤモンドの形の「鉄塔」というのは鉄塔敷のことですが、その近くに油水分離槽を設置する計画となっております。ちょっとこの図面では表現されておられませんけれども。以上でございます。

○舟引議長 図面上には無いという理解でよろしいですか。

○事務局（建築宅地課長） この図面には表記されてございません。

○舟引議長 郷古委員、よろしいですか。

○郷古委員 はい。

○舟引議長 他に御意見・御質問があれば。はい、高橋委員お願いします。

○高橋委員 住民説明会の中での「粉塵対策」、設置する施設の粉塵対策について、もう少し説明いただければと思うんですけど。

○事務局（建築宅地課長） 一番大きなのは、外ではなく建屋を設けて、その中で作業をするということが一番の対策になっていると思います。

○高橋委員 粉塵対策として、覆うものがあつたと思うんですけど。

○舟引議長 ちょっと丁寧に御説明いただけますか。

○事務局（建築宅地課長） 次の案件のものは、屋外で作業を行う処理施設なんですけど、本案件は破砕の作業は全て「①破砕プラント」と書いてありますが、これは建築物でございまして、建屋

の中で作業するというので、基本的には屋外に出ないということでございます。あともう一つ、破碎後のものにつきましては、ここはどちらかというと西風が強いとお伺いしていますが、建屋の陰になる東側の部分に置くと。それからもう一つ、建物の塀があるんですけども、宮城県では塀の高さは1.8メートルという基準がございますが、それを超える3メートルから5メートルくらいの高性能の塀を周りに巡らすといった対策を施しているということでございます。

○舟引議長 高橋委員、よろしいですか。

○高橋委員 はい、ありがとうございました。

○事務局（建築宅地課長） はい。

○舟引議長 どうぞ。事務局。

○事務局（建築宅地課長） 先ほどの油水分離槽の位置につきまして、訂正させていただきたいと思っております。申し訳ございません。先ほど、南西角と説明しましたが、大変申し訳ございません。『東南角』でございます。いずれにしろ、配布している図面には表記されていませんが、東南角、ちょうど「既設水路」という文字がございますが、その中の敷地側の中に新しく油水分離槽を設置する計画でございます。失礼しました。

○舟引議長 よろしいですか。はい、どうぞ、郷古委員お願いします。

○郷古委員 お願いですが、先ほど、住民説明会のところでも排水の処理について意見が出たという話でしたので、判定外ということではあります。出来ればこの資料にも書いていただけたらとより説明、納得しやすいと思っております。よろしくお願いします。

○舟引議長 よろしいですか。その他いかがですか。どうぞ、内田委員お願いします。

○内田委員 この審議会の範疇ではないかもしれませんが、先ほど、外に粉塵が飛散ないように建屋の中で破碎処理を行うという話だったんですが、そうすると、建屋の中で作業する人たちが今度は逆に大変なことになると思うんですけど、建屋から外に出る時に、集塵機のようなものを設置しているとか、そういった情報はございますか。

○事務局（建築宅地課長） その施設があるということは、私どもは伺っておりません。

○内田委員 分かりました。

○舟引議長 よろしいですか。その他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 2346 号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

[「異議なし」の声]

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第 2346 号：原案のとおり承認する。（賛成 13 名，反対 0 名）

議案第 2347 号 特殊建築物の敷地の位置について

○舟引議長 次に、議案第 2347 号「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。事務局から、議案の内容を御説明願います。

○事務局（建築宅地課長） はい。続きまして説明させていただきます。議案第 2347 号でございます。「議案書」の 10 ページをお開きください。

この議案につきましても、建築基準法第 51 条第 1 項ただし書きの規定により、特殊建築物の位置について、御審議いただくものでございます。

次のページ、11 ページをお開きください。御審議いただく施設の概要を記載しております。施設名称は「産業廃棄物処理施設」、建築主は「塩竈市貞山通一丁目 2 番 6 号の株式会社イーストコア」でございます。敷地の位置は「岩沼市空港南五丁目 1 番 2」で、敷地面積は「900.01 平方メートル」、用途地域は「工業専用地域」でございます。なお、岩沼市特別工業地区建築条例によりまして、特別工業地区にも設定されており、この地区は製造工場等の用途が規制されておりますが、今回の計画の用途は規制されておられません。

次に「建築物」の欄を御覧ください。用途は「産業廃棄物中間処理施設」です。工事種別は「新築（建替）及び用途変更，産業廃棄物中間処理施設処理能力の変更」でございます。以前から使用していた事務所を建替えるため、新築でございます。また処理能力を変更するため用途変更となります。構造、規模等は「管理事務所」で、木造 2 階建て、延べ面積 36.56 平方メートルでございます。

次の処理施設の処理内容及び処理能力は、1 日あたりの処理量について「廃プラスチック類の破砕が 70.08 トン，木くずの破砕が 143.28 トン，がれき類の破砕が 643.68 トン」を予定してございます。本施設は、夜間工事にも対応する必要があるため、24 時間稼働した場合の処理能力としております。なお、表の 3 種類の廃棄物の処理は平成 19 年から行ってはおりますが、いずれも建築基準法第 51 条の許可不要の範囲で営業しておりました。

ここで、今回の許可が必要となった理由につきまして御説明いたします。建築主の株式会社イーストコアは、平成 15 年に創業いたしまして、宮城県内に鉄及び非鉄リサイクル施設等を設け、解体から、運搬、分別、破砕処理、リサイクルを事業として行ってまいりました。東日本大震

災によって既存の破碎施設が水没したため、現在までこの場所で機械の修理を繰り返して使用してきましたが、今後、維持管理が困難になると予測し、機械の入れ替えを行うということで今回の計画に至っております。今回の計画は、廃プラスチック類の破碎が 1 日 6 トン、木くずの破碎が 1 日 100 トン、がれき類の破碎が 1 日 100 トンを超えるため、許可が必要となったものでございます。

次に、議案書の 12 ページをお開きください。なお、図がやや不鮮明であるため、参考資料に別の図を付けておりますので、併せて参考に御覧ください。それでは、議案書の図面に沿って説明させていただきます。12 ページの左の位置図を御覧ください。申請位置を赤で表示しております。国道 4 号線から東へ 4 キロメートル程度、仙台国際空港から南へ 1.3 キロメートル程度、貞山堀から西へ 500 メートル程度の場所に位置してございます。申請位置に最も近い文教施設等は専門学校で、南西に 500 メートルほど離れてございます。次に、右上の付近見取図を御覧ください。赤で囲まれた範囲が今回の申請位置となっており、周辺は、運送会社、建設機械のリース会社、工場などが立地しております。

次に、配置図を御覧ください。北にございます県道 20 号線から接続する幅 20 メートルの市道空港三軒茶屋線に接しております。敷地の中央と南側に廃プラスチックや木くず及びがれき類の保管ヤードを設置し、その間に破碎機を設置して、これらがれき類等の中間処理を行うものでございます。敷地内の建築物につきましては、管理事務所 1 棟です。中間処理するがれき類は、宮城県内を始め、東北各県の建設工事、解体工事などから搬入し、破碎して製紙工場や土木建築業者に販売する予定でございます。搬出入は、市道空港三軒茶屋線から行います。搬出入のトラックは、国道 4 号線、県道 20 号線や県道 10 号線を利用して運搬する計画としてございます。搬出入のトラックは、通常、1 日あたりで 14 台程度見込んでございます。夜間工事に対応するため、24 時間稼働する設置許可を取得しましたが、通常の実稼働時間は午前 8 時から午後 5 時までの 8 時間を予定しております。

次に、当該施設の環境対策について御説明いたします。まず、「飛散防止」につきましては、本県の廃棄物施設等の構造に関する基準では、先ほども説明しましたが 1.8 メートル以上のフェンスを設けることになってございますが、今回の計画では 4 メートルのフェンスを設けることとしています。また、必要に応じて散水等の措置を講じることとしております。

次に、「騒音及び振動」につきましては、破碎機に近接した敷地境界線で予測評価を行っておりますが、本地域は工業専用地域であることから、「宮城県公害防止条例」に基づく規制値はございません。ちなみに、騒音値につきましては 62 デシベル、振動値につきましては 58 デシベルでございました。「水質汚濁防止」につきましては、水質を汚濁させる恐れのある廃棄物は対象としておりません。なお、汚水や雑排水は公共下水道に放流いたします。また、雨水につきましては、側溝で集水後、運搬車両による油類の漏出に備えた、既存の油水分離槽を經由して道路側溝に放流しております。また、悪臭を発生させる恐れのある廃棄物は処理の対象としておりません。

周辺の住民の方々への事業計画の説明につきましては、岩沼市及び岩沼臨空工業団地協議会との協議という形で 2 回行っております。同協議会からは、意見として「搬出入車両を路上に

待機させないようにしてほしい。」、また「自主的な清掃活動を行うなど、地域貢献をしてほしい。」という意見が出されており、建築主はそれらの意見をふまえて対応していく考えとお伺いしてございます。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく設置許可は、平成 29 年 10 月 6 日に塩釜保健所岩沼支所から受けてございます。

最後に、当該施設が立地する岩沼市からは、市の総合計画及び都市計画等に基づく土地利用計画上支障がない旨の回答を 10 月 16 日付けで得ております。

なお、以上の説明につきましては、先ほどと同様に、別添参考資料のチェックシートを用いて審査を行っております。

以上で、議案第 2347 号の説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

○舟引議長 ただいま、事務局から説明がありました。委員の皆様から御意見・御質問はございませんか。いかがですか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 2347 号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については、原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第 2347 号：原案のとおり承認する。（賛成 13 名、反対 0 名）

4 その他

○舟引議長 以上で、本日本日予定しておりました審議案件はすべて終了いたしました。委員の皆様から、何かこの他にございますでしょうか。なければ、事務局から何かございますか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 議長、報告したいことがございます。

○舟引議長 では、お願いします。

○事務局（佐藤都市計画課長） ありがとうございます。それでははじめに、前回、第 186 回の都市計画審議会での報告事項に対する指摘事項について、県の考え方を御説明したいと思います。

報告資料の 1 ページを御覧願います。指摘事項の「都市計画の目標」のうち、「産業の現状及び将来見通しの考え方は人口減少社会においては過大となっていないか」という点について、お答えいたします。はじめに、「1 宮城の将来ビジョンにおける考え方」です。図 1 にお示ししますとおり、製造品出荷額等については、年平均約 2 パーセントの伸びを想定しているところです。一方、「2 これ

までの実績」ですが、図 2 にお示ししますとおり、製造品出荷額については、平成 26 年で 3 兆 9,722 億円となっております。また、図 3 にお示ししますとおり、宮城県の企業立地件数及び面積は、過去 10 年間の年平均で 30 件、50 ヘクタールで推移しております。

2 ページを御覧ください。これまでの実績などを踏まえた「3 これからの「富県宮城」に向けた取り組み」についてですが、平成 29 年 3 月に作成された「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」では、ものづくり産業の復興に関しては、自動車関連や半導体・デバイス関連産業に続くものとして、クリーンエネルギーや医療機器など新しい産業の振興を推進することとしております。そのため、自動車産業のみならず、新しい産業の振興を図りながら、「富県宮城」を推進することとしております。一方、表 1 のとおり、仙塩地区での主要な工業用地における分譲可能面積は約 100 ヘクタールであり、事業用地が不足しているとされております。特に、企業誘致に関しましては、事業用地不足の解消、更なる誘致を促進する各種政策を講じることとしております。「4 都市計画における工業用地の考え方」ですが、国が定める「都市計画運用指針」では、工業用地の規模算定については、当該都市計画の工業立地動向を考慮し、将来の適正な工業配置を図るため、今後予想される規模の工業生産や流通業務が円滑に行われるよう配慮することが望ましいとされております。前回、お示しした「製造品出荷額等」については、工業用地の必要規模の算定に利用することとしております。

3 ページを御覧ください。以上を踏まえ、「5 都市計画区域マスタープランにおける産業フレーム設定の考え方」としては、まず、工業用地が不足していること、そしてものづくり産業の復興に関しては、自動車関連や半導体・デバイス関連産業に続くものとして、クリーンエネルギーや医療機器など新しい産業の振興を推進すること、といったこれからの政策の方向性の下、「富県宮城」の実現に向け、企業誘致の下支えとなるよう、工業用地をしっかりと準備していくことが必要と認識しております。そのため、産業フレームについては、「宮城の将来ビジョン」で想定している期間以降も、産業振興が引き続き進むものと見込んで設定したいと考えております。市街化区域の設定又は変更に当たっては、全てのフレームを具体の土地に割り付けることなく、その一部を保留したうえで、市街地開発の実施可能性が整った時点で市街化区域とする方法、いわゆる保留フレームというものでございますが、それを使うことも考えられると「都市計画運用指針」に示されております。新市街地の形成に当たっては、これまでの定期見直しと同様に保留フレーム方式を採用し、新市街地を形成していきたいと考えております。具体的には、住宅系、商業系の土地利用については、交通結節点周辺に都市機能が集約したコンパクトな市街地形成を図っていくことから、「抑制的」に新市街地を形成することとします。一方、工業系の土地利用については、富県宮城の実現に向け、将来交通網や港湾・空港施設との連携を踏まえつつ、新たな産業振興を図っていくことから、「機動的」に新市街地を形成することとします。ただし、新市街地の形成に当たっては、過大に整備されることがないように、区域区分や用途地域などの都市計画の変更の際に、下記にお示しします項目を精査し、都市計画審議会にお諮りしながら、都市づくりを進めていきたいと考えております。

続きまして、報告資料の 4 ページを御覧ください。前回の都市計画審議会でも御報告させていただきましたが、宮城県では来年の平成 30 年春を目標に、都市計画基礎調査に基づき、図にお示しするように、「仙塩広域都市計画区域」、県北地区の「大崎広域都市計画区域」、「栗原都市計画区域」、「登米都市計画区域」、「河北都市計画区域」、「大郷都市計画区域」を対象として、将来の都市像などを明らかにする「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」いわゆる「都市計画区域マスタープラン」

の見直し作業を進めております。

5 ページを御覧ください。本日御報告する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においては、図にお示しするように、大きく分けて3点定めることとされております。1点目は「都市計画の目標」でありまして、人口と産業規模に関する現況と将来の見通しについてです。2点目は「区域区分」いわゆる「市街化区域及び市街化調整区域」の決定の有無と、それを定める際の方針であります。3点目は「主要な都市計画の決定の方針」として、用途地域などの土地利用、道路や下水道などの都市施設、土地区画整理事業などの市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全などに係る都市計画の決定方針についてです。前回までの都市計画審議会では、①の「都市計画の目標」の「人口の現況及び将来の見通し」と「産業規模の現況及び将来の見通し」について、御報告させていただきました。本日は、赤枠で囲っております①の「都市計画の目標」のうち、「当該都市計画区域の都市づくりの基本理念」を御説明するとともに、非線引きの都市計画区域については③の「主要な都市計画の決定の方針」についてもあわせて、都市計画区域毎にその考え方を御説明するものです。

6 ページを御覧ください。はじめに、仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの「都市計画の目標」でございます。都市計画区域マスタープランにおいては、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにすることが求められており、概ね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的な方向性を定め、都市施設、市街地開発事業等については概ね10年以内に実施することを予定するものを整備の目標として示すこととなっております。また、都市計画区域で定められる都市計画は、この方針に即したものでなければならないと都市計画法に規定されております。はじめに見直しに当たっての基本的な考え方について、御説明いたします。1)に記載の「仙塩広域都市計画区域を取り巻く状況の変化」を踏まえ、2)の「見直しの方向性」としては、1つ目は、現在の土地利用と都市計画の整合を図り、災害に強い都市構造の形成を図るとしてしております。2つ目は、人口減少・超高齢社会においても持続可能なまちづくりを進めるため、既存の都市基盤を前提として、交通結節点周辺に都市機能が集約したコンパクトな市街地の形成を図るとしてしております。3つ目は、ものづくり産業の積極的な集積を目指し、新たな産業拠点の形成と道路ネットワークの拡充を図るとしてしております。4つ目は、豊かな自然環境の保全とこれらと調和する都市空間の形成を図るとしてしております。

7 ページを御覧ください。また、3)として、「新たな市街化区域設定に当たっての基本的な考え方」を示しております。住宅系及び商業系の新市街地につきましては、鉄軌道やバスなどの公共交通機関と都市機能が充実した「生活・交通利便性」が高い範囲を「集約市街地」と位置づけ、その範囲に限定することを原則とします。産業系の新市街地につきましては、高速交通網や港湾・空港施設との連動性を重視し、個別に市街地の範囲を判断することとします。さらに、4)として、「集約市街地周辺部における市街地のあり方」としては、ゆとりある居住環境の形成と過度に自動車交通に頼らない地域完結型生活環境の形成を目指していきたいと考えております。

8 ページを御覧ください。仙塩広域都市計画区域マスタープランの都市計画の目標です。都市づくりの基本理念としては、『①内陸部への集約・移転により、まとまりのある良好な市街地の形成や防災性の向上が図られるまちづくり』、『②人口減少・超高齢社会においても都市圏全体として調和の取れたコンパクトなまちづくり』、『③「宮城の将来ビジョン」に掲げる富県宮城の実現に資する活力

あるまちづくり』及び『④豊かな自然環境の保全とそれらと調和したまちづくり』としております。

9 ページを御覧ください。仙塩広域都市計画区域の将来都市構造につきましては、前回の都市計画区域マスタープランと同様に、集約市街地の考え方を導入していきたいと考えております。具体的には、生活・交通利便性が高く、居住者が徒歩や自転車で移動できる範囲を「集約適地」と位置づけ、都市機能を集積し、都市の活力の集約を図ります。図の赤色の都市圏中心核、ピンク色の地域中心核や灰色丸の鉄道駅といった交通結節点の周囲に、オレンジ色で着色した部分が「集約適地」でございます。仙塩広域都市計画区域では、この「集約市街地」の概念を取り入れた「多核連携集約型都市構造」を目指していきたいと考えております。

10 ページを御覧ください。本区域の将来像のイメージ図を提示しております。都市構造を中央部、北部、東部及び南部の4つの地域に区分し、拠点を表す大小の丸を配置しております。具体的には、中央部地域は東北圏及び本区域の中核機能を担う仙台都心を「都市圏中心核」、仙台市内の長町地区、泉中央地区を「地域中心核」、仙台市青葉山地区を「学術研究拠点」とし、世界的規模の国際交流や学術研究、産業、観光などの多様な都市機能の集積を活かした高次都市機能の充実を図ることとします。また、仙台塩釜港、仙台空港を「産業交通拠点」、大和町から大衡村にかけて形成している仙台北部中核工業団地群及び仙台市原町東部地区を「産業拠点」、特別名勝松島を「国際観光拠点」とし、これらの拠点については、産業や消費構造の高度化に伴う多様なニーズに対応した産業基盤等の整備を図り、活力ある国際観光産業拠点の形成を図ることとします。さらに、それぞれ地域特性を活かしつつ、各地域がJRの広域鉄道軸や高速道路の広域道路軸で連携することで一体化し、魅力ある都市構造を形成することといたします。

11 ページを御覧ください。続きまして、県北地区の都市計画区域マスタープランの見直しについて御説明いたします。非線引き都市計画区域については、(1)に示す5つの都市計画区域において、今年度見直し作業を実施しているところです。(3)1)の都市計画区域を取り巻く社会経済状況の変化を踏まえ、2)の見直しの方向性を、以下の4点としております。1つ目は、東日本大震災や関東・東北豪雨の経験をふまえ、災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するとしております。2つ目は、人口減少・超高齢社会においても持続可能なまちづくりとなるよう、既存の都市基盤を前提とし、交通結節点周辺に都市機能が集約したコンパクトな市街地を形成するなど、歩いて暮らせる集約型都市構造の形成を推進するとしております。3つ目は、ものづくり産業の積極的な集積を目指し、新たな産業拠点づくりと交通ネットワークの充実を推進するとしております。4つ目は、豊かな自然環境や歴史的、文化的資源の保全とこれらを活用した都市空間の形成を推進するとしております。

12 ページを御覧ください。ここからは、各都市計画区域ごとに都市計画の目標及び主要な都市計画の決定の方針について、御説明してまいります。

はじめに、大崎広域都市計画区域マスタープランでございます。「都市計画区域の範囲及び規模」については、大崎市、加美町、涌谷町及び美里町の行政区域の一部、1万5,926ヘクタールとしております。人口及び産業規模につきましては、これまでの都市計画審議会でご報告させていただきましたが、表に記載の通りであります。平成27年を基準とし、概ね20年後の平成47年を目標年度としております。「都市づくりの基本理念」としては、『本区域及び県北地区の発展を牽引する中核都市圏の形成』、『中心市街地活性化の促進』、『地域特性や広域的な交通条件を活かした産業の振興』及び『ゆとりと安らぎのある生活環境の形成』としております。12ページの右側を御覧ください。これら

の基本理念を踏まえ、都市の将来像を、「自然・歴史文化と交流する、県北地区の生活・産業の中心拠点の形成」としております。また、4つの基本理念を模式的に図化し、重ね合わせたものを都市の将来構造としてお示ししております。図において、中央の太い黒の一点鎖線で囲まれた区域が都市計画区域を示しており、この中に拠点を表す大小の丸を配置しております。そのうち、古川地域は圏域の中心市街地となる中核拠点と位置づけ、鳴子温泉地域、岩出山地域及び涌谷地域は歴史・観光の拠点到、三本木地域は産業振興を支える拠点到、中新田地域及び小牛田地域は商業機能を補完する拠点到、鹿島台地域は集約的に居住する拠点到にそれぞれ位置づけるとともに、その拠点間を東北縦貫自動車道、国県道、さらに鉄道在来線などの「軸」で結び、連携することとしております。土地利用については、県内の非線引き都市計画区域共通の特徴となりますが、都市計画区域の中に相当程度の農地や森林を含んでおり、それらの保全に対する都市計画上の考え方が必要になることから、土地利用のゾーニングを定めております。具体的には、区域内外に広がる広大な農地については、田園環境の維持保全を図るよう、薄い黄色で着色されております「田園環境ゾーン」に位置づけることとしております。田園地帯に分布する農村集落については、田園と共生する集落居住環境を維持し、無秩序な市街地拡大を抑制するよう、オレンジ色で着色してあります「田園・居住共生ゾーン」に位置づけることとしております。また、区域の中核拠点と隣接して位置する主要な地域拠点を連携するエリアについては、都市機能の集積や拠点間のネットワーク強化を図る一方で、優良な田園環境の維持保全を図り、都市と田園が共生するよう、ピンク色で着色してあります「中核拠点連携ゾーン」と位置づけることとしております。さらに、丘陵地の森林などは、豊かで優れた自然環境を保全していくよう、緑で着色してあります「自然環境の保全ゾーン」に位置づけることとしております。以上のゾーニングに基づき、大崎広域都市計画区域においては、古川地域と三本木地域及び小牛田地域を結ぶ高速軸及び圏域軸沿いに「中核拠点連携ゾーン」を位置づけ、都市機能の集積や拠点間のネットワークを図るとともに、優良な田園環境の維持保全を図るなど、都市と田園が共生する「田園都市」の空間を創造することとしております。

13 ページを御覧ください。「主要な都市計画の決定の方針」でございます。はじめに、図の左下にあります「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」でございます。古川地域の中心市街地においては、商業地の賑わいを維持するとともに、広域的な商業地としての魅力や活力のさらなる向上を図るため、中心市街地の活性化に取り組んでいくこととしております。各地域の中心地においては、生活や地域の活性化・魅力の向上に資する各種の都市機能の集積を図ることとしております。工業地については、地域の農林水産物資源を活用した食品関連産業等や、自動車関連産業及び高度電子機械産業の集積を促進することとしております。住宅地については、道路、公園、下水道等の都市基盤施設の改善、建築物の耐震化や不燃化、避難経路の確保などを適正に進め、災害に強く安全で安心して暮らせる生活環境の形成を図ることとしております。また、前回の都市計画区域マスタープランからの変更点となりますが、本区域では、大崎市において立地適正化計画制度を活用し、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めるなど、適切に土地利用を誘導することとしております。2つ目は、図の右下にあります「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」でございます。交通施設については、各地域から高速道路のインターチェンジや新幹線駅の広域高速交通結節点へのアクセス性を強化するとともに、地域間の円滑な移動性の確保等のため、国道などの幹線道路ネットワークの強化を図ることとしております。下水道については、各地域の公共下水道整備計画に基づき、污水及び

雨水排水施設を整備することとしております。河川については、治水機能の向上・維持を図るため改修を進めるとともに、適切な維持管理を行うこととしております。その他の都市施設については、循環型社会の形成に向け、適切に一般廃棄物処理施設を整備することとしております。3 つ目は、図の右上にあります「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」でございます。市街地及び各地域の中心地の整備にあたっては、不足している基盤施設の整備を進め、生活環境や産業業務機能、防災機能等の向上を図ることとしております。特に、大崎市内の広域防災・活動拠点形成ゾーン整備においては、既成市街地の改善に適した市街地整備手法の導入により基盤整備を図ることとしております。4 つ目は、「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」でございます。緑の骨格を形成する栗駒・船形連邦の山々、加護坊・崑岳山の丘陵地、平野部の田園地帯、鳴瀬川・江合川等の主要河川などの豊かな自然環境や眺望景観は、地域の財産として将来に継承していくこととしております。また、各公園や緑地については、計画的な整備、利用促進を図ることとしております。5 つ目は、前回の都市計画区域マスタープランから、新たに追加した点となりますが、「防災に関する都市計画の決定の方針」でございます。広域避難・輸送ネットワークの形成を図り、近隣区域との連携を一層強化する共に、近年多発する豪雨や土砂災害などの自然災害に対して、ソフト対策の充実を図りつつ、土地利用規制の強化に努めることとしております。これまで御説明してきた主要な都市計画の決定の方針及び今後 10 年間で整備を予定している都市施設の位置を図で表したものが左上の付図となりますので、後ほど御確認願います。

14 ページを御覧ください。次に、栗原都市計画区域マスタープランでございます。「都市計画区域の範囲及び規模」については、栗原市及び登米市の行政区域の一部、9,141 ヘクタールとしております。人口及び産業規模については、表に記載の通りです。「都市づくりの基本理念」としては、『質の高い暮らしのための地域の生活基盤の向上とクラスター型都市構造の形成』、『新たな中核機能地域の形成と活性化の促進』、『優れた自然環境と共生する区域づくり』及び『広域圏への定住を促進する産業の振興』としております。14 ページの右側を御覧ください。これらの基本理念を踏まえ、都市の将来像として、「田園と栗駒山に抱かれた、自然と暮らしが共生する北の玄関口となる生活圏の形成」としております。また図には、都市の将来構造を示しております。図の中央の太い一点鎖線で囲まれた区域が都市計画区域を示しており、この中に拠点を表す大小の丸を配置しております。そのうち、居住人口や都市機能が集積している築館地域は圏域の中核拠点と位置づけ、栗駒地域は歴史・観光の拠点に、金成地域は産業振興を支える拠点に、石越地域及び志波姫地域は集約的に居住する拠点に、さらに若柳地域は産業・業務と生活を支える拠点に位置づけるとともに、拠点間を東北縦貫自動車道や国県道などの「軸」で結び、連携することとしております。土地利用については、築館地域、金成地域及び若柳地域を結ぶ高速軸及び圏域軸沿いにピンク色で着色した「中核拠点連携ゾーン」を位置づけ、都市機能の集積や拠点間のネットワークを図るとともに、優良な田園環境の維持保全を図るなど、都市と田園が共生する「田園都市」の空間を創造することとしております。また、前回の都市計画区域マスタープランからの変更点となりますが、青の破線で囲まれた J R 東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館地域宮野地区までの地域を新たに中核機能地域と位置づけ、交通利便性を活かした土地利用を進めていくこととしております。

15 ページを御覧ください。「主要な都市計画の決定の方針」でございます。はじめに、図の左下にあります「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」でございます。築館地域の中心市街地及

び各地域の中心地においては、生活や地域の活性化・魅力の向上に資する各種の都市機能の集積を図ることとしております。工業地については、既存の産業業務機能の維持を図りつつ、周辺地域への環境に配慮しながら、適正な利用と計画的な整備を進めることとしております。住宅地については、道路、公園、下水道等の都市基盤施設の改善、建築物の耐震化・不燃化、避難経路の確保などを適正に進め、災害に強く安全で安心して暮らせる生活環境の形成を図ることとしております。特に、JR東北新幹線くりこま高原駅周辺から築館地域宮野地区までの区域を、先ほど御説明した「中核機能地域」と位置づけ、交通便利性を活かした土地利用を進めることとしております。2 つ目は、図の右下にあります「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」でございます。交通施設については、各地域からインターチェンジや東北新幹線駅の広域高速交通結節点へのアクセス性を強化するとともに、地域間の円滑な移動性の確保等のため、国道などの幹線道路ネットワークの強化を図ることとしております。下水道については各地域の公共下水道及び流域下水道の整備計画に基づき、汚水及び雨水排水施設を整備することとしております。河川については、治水機能の向上・維持を図るため改修を進めるとともに、適切な維持管理を行うこととしております。3 つ目は、図の右上にあります「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」でございます。市街地及び各地域の中心地の整備にあたっては、不足している基盤施設の整備を進め、生活環境や産業業務機能、防災機能の向上を図ることとしております。4 つ目の「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」については、緑の骨格を形成する栗駒山、平野部の田園地帯、迫川、二迫川、三迫川等の主要河川、伊豆沼・内沼及び花山湖の水辺などの豊かな自然環境や眺望景観を地域の財産として将来に継承していくこととしております。5 つ目の「防災に関する都市計画の決定の方針」については、広域避難・輸送ネットワークの形成を図り、近隣区域との連携を一層強化すると共に、近年多発する豪雨や土砂災害などの自然災害に対して、ソフト対策の充実を図りつつ、土地利用規制の強化に努めることとしております。これまで御説明してきた主要な都市計画の決定の方針及び今後 10 年間で整備を予定している都市施設の位置を図で表したものが左上の付図となりますので、後ほど御確認願います。

16 ページを御覧ください。次に、登米都市計画区域マスタープランでございます。「都市計画区域の範囲及び規模」については、登米市の行政区域の一部、8,066haとしております。人口及び産業規模については、表に記載の通りです。「都市づくりの基本理念」としては、『集約化された拠点の形成とクラスター型都市構造の形成』、『中心市街地の機能強化と活性化の促進』、『優れた自然環境と共生する区域づくり』及び『広域高速交通の効果と地域資源を活かした産業の振興』としております。16 ページの右側を御覧ください。これらの基本理念を踏まえ、都市の将来像として、「自然環境や歴史文化と共に生きる生活圏・交流空間の形成」としております。また図には、都市の将来構造を示しております。図の中央の太い一点鎖線で囲まれた区域が都市計画区域を示しており、この中に拠点を表す大小の丸を配置しております。そのうち、居住人口や都市機能が集積している迫地域は圏域の中核拠点と位置づけ、登米地域は歴史・観光の拠点に、中田地域、東和地域、津山地域及び豊里地域は集約的に居住する拠点に位置づけるとともに、拠点間を三陸縦貫自動車道、国道及び県道などの「軸」で結び、連携することとしております。土地利用については、迫地域と東和地域及び登米地域を結ぶ圏域軸沿いにピンク色で着色した「中核拠点連携ゾーン」を位置づけ、都市機能の集積や拠点間のネットワークを図るとともに、優良な田園環境の維持保全を図るなど、都市と田園が共生する「田園都市」の空間を創造することとしております。

17 ページを御覧ください。「主要な都市計画の決定の方針」でございます。はじめに、図の左下にあります「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」でございます。登米地域の中心市街地及び各地域の中心地においては、生活や地域の活性化・魅力の向上に資する各種の都市機能の集積を図ることとしております。工業地については、地域の農林水産物資源を活用した食品関連産業等や、自動車関連産業及び高度電子機械産業の集積を促進することとしております。また、前回の都市計画区域マスタープランからの変更点となりますが、広域高速交通網の整備に伴い向上する交通条件を活かし、本区域の雇用促進と発展に向けて、産業業務系の土地利用や新たな都市機能の誘導を進めることとしております。住宅地については、道路、公園、下水道などの都市基盤施設の改善、建築物の耐震化や不燃化、避難経路の確保などを適正に進め、災害に強く安全で安心して暮らせる生活環境の形成を図ることとしております。2 つ目は、図の右下にあります「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」でございます。交通施設については、各地域から高速道路のインターチェンジへのアクセス性を強化するとともに、地域間の円滑な移動性の確保のため、国道などの幹線道路ネットワークの強化を図ることとしております。下水道については各地域の公共下水道の整備計画に基づき、汚水及び雨水排水施設を整備することとしております。河川については、治水機能の向上・維持を図るため改修を進めると共に適切な維持管理を行うこととしております。3 つ目は、図の右上にあります「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」でございます。市街地及び各地域の中心地の整備にあたっては、不足している基盤施設の整備を進め、生活環境や産業業務機能、防災機能等の向上を図ることとしております。4 つ目の「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」については、緑の骨格を形成する三陸復興国立公園を含む東部山間部の森林、平野部の田園地帯、北上川、旧北上川、迫川等の主要な河川、伊豆沼・内沼及び長沼の水辺などの豊かな自然環境や眺望景観を地域の財産として将来に継承していくこととしております。5 つ目の「防災に関する都市計画の決定の方針」については、広域避難・輸送ネットワークの形成を図り、近隣区域との連携を一層強化するとともに、近年多発する豪雨や土砂災害などの自然災害に対して、ソフト対策の充実を図りつつ、土地利用規制の強化に努めることとしております。これまで御説明してきた主要な都市計画の決定の方針及び今後 10 年間で整備を予定している都市施設の位置を図で表したものが左上の付図となりますので、後ほど御確認願います。

18 ページを御覧ください。次に、大郷都市計画区域マスタープランでございます。「都市計画区域の範囲及び規模」については、大郷町の行政区域の一部、3,832 ヘクタールとしております。人口及び産業規模については、表に記載の通りです。「都市づくりの基本理念」としては、『周辺広域圏と連携した地域づくり』、『地域特性を活かした産業の振興』及び『ゆとりと安らぎのある生活環境の形成』としております。これらの基本理念を踏まえ、都市の将来像として、「ゆとりある快適な生活環境と産業が共生する生活圏の形成」としております。また、図には、都市の将来構造を示してあります。一点鎖線で囲まれた区域が都市計画区域を示しており、大郷地域を中心に南北方向に主要地方道利府松山線、東西方向に主要地方道大和松島線が交差する地域に、産業・業務と生活を支える拠点を形成することとしております。土地利用については、圏域軸沿いとその周辺のオレンジ色で着色されたエリアを「田園・居住共生ゾーン」と位置づけ、無秩序な市街地の抑制を図りつつ計画的に土地利用を誘導していくこととし、さらにその周辺を「田園環境ゾーン」と位置づけ、農村集落が共存する田園環境等の維持保全を図ることとしております。18 ページの右側を御覧ください。「主要な都市計

画の決定の方針」でございます。はじめに、右上にあります「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」については、既存の住宅地などで、道路、公園、下水道等の基盤整備が進んでいないエリアは良好な居住環境の改善を図ることとしております。2つ目は、「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」についてでございます。交通施設については、既存の道路ネットワークを活かし、地域間の円滑な移動性の確保のため、隣接する広域仙台都市圏とのアクセス性の維持、向上を図ることとしております。下水道については各地域の公共下水道の整備計画に基づき、汚水及び雨水排水施設を整備することとしております。河川については、治水機能の向上・維持を図るため改修を進めるとともに、適切な維持管理を行うこととしております。3つ目の、「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」については、市街地及び各地域の整備にあたっては、不足している基盤施設の整備を進め、生活環境や産業業務機能、防災機能等の向上を図ることとしております。4つ目の、「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」については、緑の骨格を形成する本区域の南部及び北部の山林、平野部の田園地帯、吉田川等の主要な河川などの豊かな自然環境や眺望景観を地域の財産として将来に継承していくこととしております。5つ目の「防災に関する都市計画の決定の方針」については、広域避難・輸送ネットワークの形成を図り、近隣区域との連携を一層強化するとともに、近年多発する豪雨や土砂災害などの自然災害に対して、ソフト対策の充実を図りつつ、土地利用規制の強化に努めることとしております。

19 ページを御覧ください。最後に、河北都市計画区域マスタープランでございます。「都市計画区域の範囲及び規模」については、石巻市の行政区域の一部、1,508 ヘクタールとしております。人口及び産業規模については、表に記載の通りです。「都市づくりの基本理念」としては、『水と緑の優れた自然環境の維持、保全』、『潤い豊かな生活環境の整備』、『地域間交流を促進する交通基盤の維持、整備』及び『災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり』としております。これらの基本理念を踏まえ、都市の将来像として、「水と緑の潤い豊かな定住都市の形成」としております。また、図には、都市計画区域の将来構造を示しております。赤の一転鎖線で囲まれた区域が都市計画区域を示しております。南北方向には三陸縦貫自動車道と国道 45 号が縦貫し、区域内外に太い青線が表示されている北上川と旧北上川が流れ、地域の骨格を形成しております。土地利用については、「田園ゾーン」、「自然丘陵ゾーン」に区分し、これらを活用・維持・保全することとしております。薄い黄色で着色された飯野川地区及び二子地区の「居住ゾーン」においては、潤い豊かな生活環境を整備することとしております。19 ページの右側を御覧ください。「主要な都市計画の決定の方針」でございます。はじめに、右上にあります「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」でございます。「居住ゾーン」については、都市的な土地利用がなされている飯野川地区において、都市基盤の整備を進め、良好な生活環境の整備、形成を図ることとしております。また、前回の都市計画区域マスタープランからの変更点となりますが、復興事業により整備が行われている二子地区において、周辺的环境に配慮しながら、新たな住宅地としての土地利用を図ることとしております。「自然丘陵ゾーン」については、緑地を保全するとともに、「田園ゾーン」については、農用地の効率的な利用と生産性の向上を図ることとしております。2つ目は、右上から2番目にあります「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」でございます。交通施設については、既存の道路ネットワークを活かし、圏域の骨格を形成する道路を中心に区域内及び区域内外を結ぶ総合的な道路網の形成を図ることとしております。下水道については、各地域の公共下水道の整備計画に基づき、汚水及び雨水排水施設を整

備することとしております。河川については、生活基盤としての河川整備を重点的・効率的に推進することとしております。3 つ目の「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」については、市街地及び各地域の整備にあたって、不足している基盤施設の整備を進め、生活環境や産業業務機能、防災機能等の向上を図ることとしております。4 つ目の「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」については、緑の骨格を形成する本区域の東部と中央部の丘陵地及び主要河川を優れた自然環境を構成する緑地として保全することとしております。5 つ目の「防災に関する都市計画の決定の方針」については、広域避難・輸送ネットワークの形成を図り、近隣区域との連携を一層強化するとともに、近年多発する豪雨や土砂災害などの自然災害に対して、ソフト対策の充実を図りつつ、土地利用規制の強化に努めることとしております。

以上、非常に駆け足で簡単な御説明ではございましたが、「都市計画区域マスタープラン」の見直しについての御報告を終わらせていただきます。

○舟引議長 はい、ありがとうございました。かなりボリュームのある説明でございましたので、これから今の御説明について委員の皆様から御質問・御意見等をいただきたいと思っております。どなたからでも構いません。それでは小野田委員お願いします。

○小野田委員 丁寧な説明ありがとうございました。けれども、説明に対して、どういう答えが求められているのか、測りかねてもおります。前回、前々回と欠席してしまったので、理解が追い付いていないだけかもしれませんが、都市計画審議会にマスタープランの考え方を示して報告した事実を作りたいのか、それとも意見を具体的に反映したいのでしょうか。何を目的として報告されたかによって、答えが変わってくるようにも思いますが。

○舟引議長 はい。それでは全体のスケジュール等も含めて、もう一度御説明いただけますか。

○事務局（佐藤都市計画課長） はい、分かりました。ただいま御説明しました報告資料の4 ページを再度お開き願いたいと思っております。今年度末を目標としておりますが、仙塩都市計画区域のマスタープランについて、もう一つは、非線引きになります、ただいま御説明しました5 つの都市計画区域マスタープランについて、当審議会にお諮りする予定となっております。具体的には、仙塩については、現在、来年の3月を目標に、非線引きにつきましては来年の2月を目標に、当審議会にお諮りする予定としております。次に、5 ページを御覧いただきたいんですが、実は御説明する内容が非常にボリュームがございまして、この「都市計画の目標」、そして「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」、そして「主要な都市計画の決定の方針」ということで、前回、気仙沼都市計画区域マスタープランについて御説明しましたが、あのような議案書にしたもの、かなりのボリュームがあるものを、いずれ全て御説明させていただくということになっておりまして、それを一度の都市計画審議会において御説明するのではなく、現在考えております「人口の現況及び将来の見通し」、これは前々回、「産業規模の現況及び将来の見通し」については前回、そして今回は非線引きの都市計画の目標と仙塩広域の計画の目標、そして非線引きの主要な都市計画の決定の方針について、アウトラインといいますか大まかな内容について御報告させていただいた上で、最終的には議案として今

年度末にお諮りするということを考えておまして、そういう意味で、事前にある程度御説明できる内容を、概要から御説明させていただいているということが、今の流れでございます。

○小野田委員 私が固執しているというよりも、他の委員の先生方も難しいなという顔をされているので、それを代弁しているとお考えください。説明は理解しましたが、でもこの都市計画区域マスタープランの策定に関しては、別に委員会を作って、学識者の意見を入れながら検討しているわけですよね。もう一度お伺いしますが、審議会のこの場で求められているのは、大きな枠組みのチェックだけなののでしょうか、それとも個別の具体的内容についても意見が求められているのでしょうか。私が理解する都市計画審議会というのは、都市計画のグレーゾーンとも言いましょうか、厳格に適用すると民間の土地の自由が妨げられるし、逆にそれを最大限に許してしまうと、公共の利益が妨げられるという案件のうち、判断の難しいものを事務局から挙げていただいて、それについて多面的にジャッジをする仕組みです。だから、議員の先生がいらっしやったり、政府組織の先生がいらっしやったり、我々のような学識がいて、その他民間の方々がいる。多様な構成員から成立していることが必然な訳です。最終的に審議会に出してジャッジしてもらいたいというのは分かりましたけど、そうした多様なメンバーが、この専門性の高いものの中身について適正かどうかを、今の説明だけで理解できるとは思えないのですが。大学で雇って頂いているので、私自身、辛うじて類推出来ますが、それでも限界があります。しつこい様ですが、どういうふうに意見を返したらいいのかを、もう少し補足して頂けますか。

○事務局（佐藤都市計画課長） まず、手続きの話でございますが、関係機関との協議ですとか、地元への説明ですとか、それから手続きについては肅々とやらせていただいております。その上で、最終的に当都市計画審議会に議案として付議いたしまして、御了解いただいた上で、我々として都市計画の変更告示をする、という流れになっております。今、御説明させていただいたのは、現在、大まかな形としてはこのような方針でいこうじゃないかと考えておりますということを御説明させていただいた上で、報告事項ということになっておりますので、例えば御意見をいただいた際には、実は前回も産業フレームについて御指摘がございましたので、これについては県としてはこのように考えておりますというふうに、今回、御説明させていただいておりますが、こういった形で何か御指摘をいただいたものについてまた修正するという形にしていければと考えております。最終的に一発で審議会にかけるということになると、そこのボリューム感もございまして、なかなか修正が難しいということになる可能性もあるということで、このような形を取らせていただいているところでございます。先ほど先生から御指摘のございました、具体的に、例えばこういうところを市街化区域に入れておきます、というようなところについては、特に仙塩広域都市計画区域では、そういった箇所をいずれ御呈示することになっておりますが、具体的には報告資料の5ページのところをまた御覧いただきたいのですが、この「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」というところについては、仙塩広域都市計画区域がまさにここに該当しますので、これについて具体的にどういうエリアを区域として編入したいというような御説明は、また次以降になります。御説明させていただくということで考えております。

○舟引議長 今の御説明でいかがですか。

○小野田委員 審議会に落とさないと区域マスが動かないから、手続き上やらなければならないことは理解しましたが、計画を完全に理解して、適合性を評価するというのは、難しい仕事ですね。もちろん、それを勉強するのは我々の責任ですが、結構大変かも。それで、計画の適合性を考えるうえで、事前に理解しておくべき背景に関し、質問させてください。平成 26 年に「都市再生特別措置法」が出来て、「立地適正化計画」が出来ているじゃないですか。それと、いわゆる都市マスとの整合が、都市計画の運用上で、重要な問題になってきていると思います。そうした課題に対し、今回の新しい区域マスでは、どのような運用の考え方を採用されていますか。それから、都計法の改正で、市町村が都市計画に対する大きな権限を持つようになってきたわけですが、市町村が都市計画を定め、運用する時には、実際には都計法だけでなく、我が国の土地利用の五地域区分の個別規制法、所謂、農振法、森林法、自然公園法、自然環境保全法などとの調整が重要となります。県がこの区域マスを決めていく中で、それらをどうサポートしてあげることが大事になってきている。というのは、事業者の事業圧をコントロールするのが今までの法律でしたが、人口が減ってくると、事業圧自体が存在しない。そうすると、都計法では規制緩和されているんだけど、その他の法律が障害になって、せっかく規制緩和しても意図通りにならない。そうすると、農振とかいろいろなものをセットで調整していかなければならない。それが出来るのは、市町村ではなくて県だというのが私の理解です。以上、立地適正化計画との関係、ならびに土地利用 5 法との調整といった、二つの大きな枠組みと、今回ご提示された新しい都市区域マスとはどのような関係にあるかお教えいただけるとありがたいです。

○事務局（佐藤都市計画課長） まず、立地適正化計画についてですが、都市計画マスタープランには「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方については盛り込んでいるつもりでございます。そして、先生御指摘のとおり都市計画区域マスタープランと立地適正化計画との整合性は非常に取れているということで、今、宮城県において立地適正化計画を策定済みというのは、都市機能誘導地域だけなんですけど、大崎市さんで策定しております。そこで、今回の大崎広域都市計画区域の中では、「立地適正化計画を活用しながら」というフレーズを、13 ページの大崎広域都市計画区域の左下の「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」の一番下のところでございますが、「立地適正化計画制度を活用し、地域の特性を活かして都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めるなど、適切な土地利用を誘導していく。」ということで記載させていただいているところでございます。また、先生御指摘のとおり、他法令との調整ということが非常に重要になってまいります。我々も、関係機関にこういった内容でやりたいということについて意見調整をし、まだ区域区分等について全て調整が終了したというわけではございませんが、現在、その調整を鋭意行わさせていただいているところでございます。

○小野田委員 すでに織り込み済みというお答えだと思いますけど、やはり立地適正化計画は少子高齢化の中での新しい考え方、PDCAサイクルなどを回しながら、硬直的ではなく、民間の意見も取り入れながら現実的に回していく。言わば、日本型の B プランのようなものになってくるのだ

と思います。この計画もそうした新しい考えとリンクしているということを、もう少し前面に出してはいかがでしょうか。大崎で作っていることは分かりましたが、他のところも立地適正化計画を作れるように、業務を支援して、関連の仕事を統合していきますよと謳ったほうが…。これは特別措置法だから、どこまで突っ込んで県がフォローしますよと表明するのが難しいし、政策自体が変わるかもしれないから、そのリスクもあるのかもしれないけど、考え方自体は正しいと思うので、そういったものを積極的に発信されたらどうでしょうか。素敵な絵は描いても、開発圧自体があまり無いわけだから、計画をちゃんと実装するには、そういう上位のマスタープランと連動させることが重要と思います。それから、もう少しだけいいですか。住宅系については人口が減るので、3 ページの「抑制的に市街地を形成」という記述は理解は出来ますが、一方で、工業系、港湾系については「機動的に新市街地を形成」となっています。「機動的」というのは結構幅の広い概念ですが、具体的にどういう意味合いで使っておられるのでしょうか。

○事務局（佐藤都市計画課長） 先ほどの立地適正化計画の関係でございますが、まず立地適正化計画においては、具体的に何をターゲットにしてどういう仕組みでやっていくかということが非常に重要になるということは御指摘のとおりで、国では立地適正化計画を市町村に策定してもらうという方向で、説明会ですとかチームを組んだ対応ですとか、いろいろな取組をいただいています。そして、我々もその必要性・重要性については市町村と話をさせていただきながら、特に大崎市につきましては立地適正化計画を作ってそれを前提として新たな事業を投入したりということで、立地適正化計画の効果も徐々に見えるような形になってきていると思いますので、そういったことも含めてまた市町村に対し立地適正化計画の必要性・重要性について説明をしていきたいと思っております。2 つ目の産業フレームの考え方のところでございます。この「機動的に」という意味は、1 ページの右下の図 3 の「宮城県の企業立地件数及び面積」というのが、大体年平均 30 件、50 ヘクタールの立地ということで推移してきているということでございまして、2 ページの真ん中の表でございまして、一方で、県全体でも残り 180 ヘクタール、仙塩地区でも残り 100 ヘクタールということで、もし平均どおり順調に推移すると、県全体でも 3～4 年でその事業用地は枯渇するということでございます。そういった政策的な受け皿となる産業用地はしっかり準備しておきたいということで「一般保留」という形にしておりますので、3 ページの下のところの実現性、具体的なところがしっかりと見えてきた段階で、それを逐次市街化区域に編入していくという意味で準備をしつつ、機動的に市街地形成を図っていくという意味で、商業系・住宅系とは違った機動性を持たせるということをお示ししたく、この用語で御説明したものでございます。

○小野田委員 ご説明ありがとうございました。「抑制的」という記述に関しては、具体的に立地適正化計画がツールとして動いてくるわけだし、「機動的」を実行力あるものにするためには、農振法とか自然公園法とか自然環境保護法と連動しないと「機動的」にはならないというふうに私自身は理解しているんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。運用は皆さんにお任せしてあるということなのかもしれませんが、この計画に準拠して基礎自治体担当者が地域を再生させるべく都市計画に組み込んで、しっかりとマネジメントする場面を想像すると、これをどう

使ったらいいのか、これを基礎自治体の施策にどう位置付けられるのかとかということが、もう少し丁寧に書かれていたほうがいいかもしれません。県の皆さんはこれを専門にやられているからわかるかもしれませんが、基礎自治体の担当者は必ずしもそうではなかったりする。もしかしたら、彼らが抱えている課題を促進するためには、もっと統合的なアプローチが有効で、立地適正化計画の話とか、他の法律との連携の話なんかをもう少し書き込んだほうが運用のヒントになるかもしれない。そうなってくると、大崎でパイロット的に計画が進んでいるんだったら、大崎広域都市計画の書きぶりというのは他とは違ってくるはずなのではないかと思いますけど。まあ、計画なので、運用の話は別立てで書かないといけないような気もしますが、折角、試験的に先行展開されているのに、書きぶりはほとんど同じで、そういった部分が見えにくい。それはちょっともったいないので、もう少し見えるようになればいいなと感じました。

最後にもう一つだけ、各ページの右側の緑の枠のところに「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」というのが書いてあって、ここに必ず『不足している基盤施設の整備を進め』と書いてありますが、今、我々建築サイドでも、総務省から言われて公物管理計画を作ったりしている所なんです。つまり、不足しているものを整備するのは正しいんですけど、沢山ある維持しなければならないインフラがたくさんあって、そのインフラを整理統合していこうというトレンドのことを考えるとちょっと違和感があるかなと思います。もちろん不足しているものは造らないといけないんですが、逆に、さっきのポンプ場もそうかもしれませんが、必要性が少なくなってきたものについては圧縮していくべきです。公物管理の計画と連動して、造るものと除却するもののバランスを上手く取っていかないといけないのではないかと思います。それが1点です。もう一つは河北地区の都市計画、19ページですけど、僕らも自治体と一緒に復興をやらせていただいてあれなんですけど、二子地区に巨大な盤整備を、必然に迫られて計画して、現在鋭意建設中なんですけど、相当難しい問題を抱えておまして、その辺をこれからの土地利用計画の指針の中で上手くフォローしていただけるといいなというふうに思っていたんですが、書きぶりからすると他のものとあまり変わりが無い。石巻、女川、南三陸、気仙沼などの被災自治体は、被害が大きかったこともあって相当頑張って復興計画を作って、土地利用を大きく見直しております。復興の必然的副産物として、身の丈以上に大きな都市計画事業に打って出ざるを得なかった被災自治体のサポートといいますか、そういうことを県のご担当にはお願いしたい。今日は佐藤市長もいらっしゃってますけど、そういう「ポスト復興」ですよ。復興までは「復興交付金」でやれますが、そうやって進めてきたところを、ある程度サポートしていただきたいということを、現場にいる人間として思っています。もちろん区域マスには区域マスの役割がある訳ですが、重大な被災を受けた宮城県として、もう少し突っ込んだ書きぶりがあるのではないかと感じています。具体的にどういうものがあり得るかということについては、まだ私自身も勉強中ですが、そのように思う次第です。

すみません、長くなりましたが、以上です。

○舟引議長 それでは、事務局どうぞ。

○事務局（佐藤都市計画課長） まず、1点目の市町村とのやりとりでございますが、例えば仙塩広域都市計画区域の区域編入の箇所については、こういうところを区域編入するという方針を市

町村にお示しし、市町村から「案の申し出」というものを受けまして、こういうところをこういうふうに入れていきたいという御相談を受けながら、何度も何度も打ち合わせを繰り返してやっております。ですので、この「機動的な」という部分につきましては、保留フレームなんだけれども、こういう条件をクリアすれば、いずれ先ほど小野田先生がおっしゃったような関係機関協議をクリアすれば、そして熟度が高まれば区域編入できるんだということについては、お話の中でさせていただいておりますので、市町村の担当者の方も十分に御理解いただいているものと考えております。2 つ目の大崎市の立地適正化計画につきましては、立地適正化計画はかなり細かい部分も書かれておりますので、この大崎広域の区域マスタープランに関しましては、立地適正化計画に基づいて誘導を図っていくという程度の記述で、基本方針としてお示しするということがいいのではないかとということで、こういう書きぶりにさせていただいております。3 つ目の不足している基盤整備ということに関しましては、これも先生の御指摘のとおり「公共施設等総合管理方針」というものがございます。整備においては計画的な整備、維持管理についてはライフサイクルコストの縮減を図ってやっていく、質の充実については不足している機能を充実する、というようなことがございます。大きな事業が入らなくても、例えば狭隘道路の整備を図っていくとか、避難経路を確保するとか、建築物の耐震化・不燃化を促進して行って防災・減災に対応した市街地の整備を進めていくとか、そういったことをやっていくこともできるということもふまえて、その方針として不足しているものは整備していこうという方針をお示ししたということで考えてございます。最後に、河北の二子地区でございます。これについては、先生御指摘のとおり今回の復興計画の中で位置付けて、防災集団移転促進事業と災害公営住宅を設置して、既に一部で居住が開始されているということでございます。私のところの課に、課内室ということで「復興まちづくり推進室」というものがございます。その復興まちづくり推進室が沿岸被災市町と連携して、同じ立場になって、例えば復興庁と打ち合わせするとか、そういったことをさせていただいております。平成 32 年度で復興計画上は終わるんですが、これも先生御指摘のとおり、終わらない地域とかずっと問題を抱えていくようなところ、特に跡地利用などもそうなんですが、そういったことにつきましては、県としても市町と一緒にやっていく、その現れがそういう組織も作っているということですので、そういったことを引き続きやっていこうと思います。また、書きぶりについては、許容ができるかどうか再度検討させていただきたいと思います。

○舟引議長 小野田委員、いかがですか。

○小野田委員 はい、ありがとうございます。

○舟引議長 今、かなり長い議論になりました。私のほうから、他の委員にわからない部分があったと思うので補足させていただきますと、この「整備、開発及び保全の方針」といいますのは、県が、これから私ども都市計画審議会マターとなっている「定める都市計画」を個別の都市計画と合致するかどうかの判断基準を決める、そういった意味でマスタープランという言葉を使っています。先ほどから小野田先生の見解の中にありました「市町村マスタープラン」とか「立地適正化計画」、これについてはこの方針とは一つ仕組みが違いまして、法律の条文上も違って、個

別の市町村、県ではなくて市町村が定める都市計画の方針という位置付けになっています。前々回の人口フレームの際にも補足しましたが、市町村が積み上げる、それぞれ出してきた人口フレームと、県が出す人口フレームは必ずしも一致しないということで、県の立場では「広域的な計画の調整」「広域的な都市計画の方針」、特に仙塩広域などを見ていただければわかると思いますが、ある程度市町村の間に跨がるような基本的な方針を「整備、開発及び保全の方針」に定めるという格好になっておりまして、先ほどの「市町村マスタープラン」だとか「立地適正化計画」は、それぞれの市町村が都市計画の整備、開発を県の方針と矛盾しないような形で、より詳細な形で、どこに市街地を造るとか造らないとか、そういうことを決めると、こういう二段階の建て付けになっておりまして、河北のように一つのまちを対象にしたところに広域的な調整というのはどうなのかという議論が残らないわけではないんですけど、そういう二層制の建て付けで計画の判断基準を作っているというふうに御理解いただきたいと思います。なので、前々回から人口フレーム、前回は産業フレームということで皆さんに御意見を賜った、こういうふうな理解をしていただければと思います。余計な補足でございました。はい、高橋委員どうぞ。

○高橋（啓）委員 4 ページ目を見ていただきますと、単純な疑問として、白地のところが1箇所だけあるんですけど、都市計画を持っていない市町村ということで白地になっているんですけど、こちらの町については、例えば大崎広域エリアで都市計画の区域にも入っていない。もちろん、都市計画エリアを設定していないところだと思いますので、それで大崎エリアとして合体する時に、都市計画エリアを持っているところを合体させたということだと思うんですけど、ここと隣接する町は市街地が一体となっていますので、このマスタープランを作る中で、これは10年計画の整備予定ということですので、今後10年後の話にもなるとは思いますが、実際のアプローチとして市町村にはどういった働きかけなされたのかをお伺いさせていただきます。

○事務局（佐藤都市計画課長） 実は、この都市計画区域につきましては、市町村合併前は35区域ございました。それが、平成の大合併等を経まして市町村の数も減ったということもございしますが、それで平成20年にこの都市計画審議会のほうに都市計画区域の再編についてお諮りいたしまして、現在の12の都市計画区域になっているということでございます。そのうち、今、高橋委員から御指摘のございました色麻町だけではなく、あと七ヶ宿町の2つは都市計画区域を持っていないということでございます。ただ、この都市計画の場合は、都市計画区域として整備、開発及び保全をしていくようなエリアかといういろいろな基準がございまして、その基準に合致しているエリアということで再編したということでございます。今回、区域の見直しが必要かどうかについて、その基準に照らし合わせましたが、やはり再編したとおりの都市計画区域で問題無いということで進んでいるという状況でございます。あと、都市計画以外にも、例えば地方創生の小さな拠点とか、いろいろな仕組みがございまして、その中で都市計画とはまた違った形での居住環境の整備といったものは多くなっていくことになろうかと思っております。

○舟引議長 はい、その他いかがですか。結構、ボリュームがある資料ですし、先ほどの課長の説明にもありましたとおり、最終的には議案として皆様の前にお示しされるわけで、その前段階と

して まだ時間的余裕がございますので、もしお気づきになられた点がございましたら、この時間でなくても個別に御指摘をいただいてもよろしいですか。それでは、佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員 折角、小野田委員から市町村の立場ということでお話をいただきました。まず、課長、この計画期間というのは、都市マスタープランの目標というのは…。

○事務局（佐藤都市計画課長） 平成 27 年を基準としまして、20 年後の将来の目標に基づいて、具体的な都市の整備については 10 年を目標にやっていくということになります。

○佐藤委員 実は、塩竈市でも今、都市マスタープランを策定させていただいております。ただ、20 年を見通してということではありますが、御案内のとおり、各市町村ともそれぞれ長期総合計画というものを持っております。期間は最大 10 年でありますので、例えば 10 年後の人口フレームでありますとか経済フレーム、あるいは財政フレームということについては、一定程度の見通しが立つわけですが、今回は 20 年間という期間でありますので、先ほども議長のほうからお話いただきましたとおり、市町村が積み上げた経済フレーム、人口フレームと、県のほうで算出させていただいたものとは、かなりの落差が出てくるものと思っております。我々基礎自治体が一番当面しておりますのは、20 年先をどう予測するか、一生懸命作るだけではまとめきれないという部分があることも事実であります。もう一つですが、今、東日本大震災からの復旧・復興ということで、例えば塩竈市ですと「ものづくり特区」でありますとか「観光特区」といった特区を設けさせていただいております。ただ、そういった特区を今回のマスタープランの中にどう反映させていったらいいのかということについても、実は議論があったところであります。具体的には、特区がいつまで認めてもらえるのかということ、残念ながら現状ではなかなか想定しづらい。そういった中で、様々な作業をやっていくということについての困難さというものがございますが、一方では地域住民の皆様方に塩竈市の 20 年後のあるべき姿をお示ししながら、併せて復旧・復興ということに取り組んでいくべきだろうというような立場で、今、各自治体でそのような作業をさせていただいております。宮城県のほうから様々な問題・課題について適切な御指導をいただいているところではありますが、自治体なりの悩みがありますが、今後もまたそういったところを県に相談しながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○舟引議長 ありがとうございます。それでは齋藤委員どうぞ。

○齋藤委員 ボリュームも大きいし、文言もいろいろ出てきて、聞いていると本当にいい言葉ばかりなんだけど、実際、本当にこのようになるのかということ是非常に心配な面が一番ありますね。例えば、我々の飯野川地区の現状を本当に知っているのかと思うのですが、今、商店街はガラガラで、ここに「都市的な利用がなされている」とあるが、『都市的な利用』とはどういうことを言っているのか。現状は昔とは全然違うということを確認していただきたいということと、それから道路、公園、下水道を整備して基盤整備を進めても、良好な生活環境を整備しても、本当にそこに住む人がどれだけ来るのかなと考えると、非常に難しい問題だなと思うことが一つ。それと

もう一つ、本当に耳障りはいいんですが、「豊かな自然環境や優良農用地，森林を維持するため」云々と書いてあって、「無秩序な市街化を抑制する」，これも確かに大事です。「田園地帯に分布する農村集落等，土地利用の適切な規制・誘導により」とありますけど，そして「ゆとりある田園と共生する集落の居住環境」，本当に耳障りのいい文言なんですが，ただ現実的にですね，市街化調整区域においてこれから人口を増やすといたら，今の法律では駄目なんですよね。無指定だったらいいですよ。市街化調整区域だと，今まで100世帯くらいあったのが，おじいちゃん，おばあちゃんばかりになって，その人たちがいなくなったら誰も住んでいない。だけど，そこに遠い親戚とかがこちらに帰ってきたり，息子さんやお孫さんがこちらに帰ってきて住みたいと思っても，今，それは許されないでしょう。その辺も含めて考えていかないと，こういう本当にいい文章なんだけど，これが実際に出来るのかどうか。例えば，農振地域に家を建てようと思ってももう無理だし，開発も出来ないだろうし，そういうことを考えると，ただ単に「土地利用の適切な規制・誘導」という，こんな簡単なものではないと思うんだよね。だから，その辺を，各地区の現状に合わせた形で，今何が必要かということをしっかりふまえながらプランづくりをしていかないと功を奏しないと思うので，その辺も一緒になって私たちも考えさせていただきたいと思うので，よろしくお願ひしたいと思います。意見です。

○舟引議長 ただいま佐藤委員と齋藤委員から御意見をいただいたということで。その他いかがでしょうか。よろしいですか。

5 閉 会

○舟引議長 それでは，これで本日の会議を終了いたしたいと思います。御協力ありがとうございました。

○事務局（菊池総括） 以上をもちまして，第187回宮城県都市計画審議会を終了いたします。

なお，次回は，12月21日木曜日の開催を予定しております。日程については後日改めて連絡を申し上げます。本日は，ありがとうございました。

平成29年10月26日（木）午後3時40分 閉会